

SEINENHOKURITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°495
2012・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

大阪支部特集

- 六甲おろしは強制できない 和田義之
- 画期的な一部開示判決が出される! —内閣官房報償費(機密費)情報公開訴訟..... 谷 真介
- TPP締結は、クーデターだ!! 杉島幸生
- 国会を動かすべく100万人署名を達成しよう..... 瓦井剛司
- 一過労死防止基本法の制定実現に向けて
- 東日本大震災による原発事故被災者支援関西弁護団の取り組み..... 白倉典武
- GID(性同一性障害)・法律上も父になりたい裁判が提起するもの..... 室谷光一郎
- 支部の充実した体制は学生ゼミの成果—大阪の修習生支援の状況..... 遠地靖志
- 「法律家を目指すゼミ」の取り組みについて..... 和田 香

新刊/旧刊 福岡青法協設立50年記念誌「憲法とともに 人々とともに」..... 毛利 倫

裁判員裁判の実相 ②

- 無罪判決を覆した不当な高裁判決—覚せい剤密輸入事件..... 小林徹也



ライブツィヒの子ども

大阪支部特集

大甲おろしは強制できない



大阪 和田 義之

1

大阪の状況が異常だと言われる。最近の出来事に限っていえば、二月九日、大阪市は市職員に対し、政治活動及び組合活動に関するアンケートへの回答を命じた。これに対して大阪弁護士会等からその違憲・違法性が指摘され、同一七日、アンケート調査は凍結された。大阪市からは何の謝罪もないまま、四月二四日、職員組合五団体と組合員二八名から、大阪市及びアンケートを実施した元市特別顧問に対し、職員の思想良心の自由を侵害されたとして損害賠償を求める訴訟が提起された。

大阪府知事より提案されていた「職員基本条例」「教育行政基本条例」「府立学校条例」は、こ

れも思想良心の自由を侵害すると批判されながらも、三月三日の大阪府定例議会で成立した。二〇一二年六月三日に成立した「大阪府君が代条例」、及びそれを受けて二〇一二年一月一七日に大阪府教育委員会から大阪府の全教職員約二万五〇〇〇人を対象に出された職務命令と相まって、これから大阪では、卒業式などに三回起立斉唱を拒んだ教職員は、原則として免職処分となる。そして、三月二日には、和泉高校の学校長による「口元チェック」事件が発生した。その後、卒業式で起立しなかった府立学校の二九名の教員が戒告処分を受け、うち一名は再雇用が取り消された。一方、四月の入学式で起立しなかった教員は二名に

まで激減した。例年、三八名〜五七名の教職員が起立を拒否していたことからすると、前記各条例の効果は明らかである。

2

これは大阪のみに限られる問題でもないだろう。式典における国歌斉唱問題は、東京都知事の方が先行していた。また、大阪市長の人氣は、全国規模であるようだ。「ルールはルール。ルールを守らない公務員はクビ」という非常に分かりやすい言説が支持を集めている。維新の会の国政進出に関しても、マスコミによれば概ね好感を持って受け止められているようだ。大阪で開催された緊急シンポジウムにおいて、浦部法穂

神戸大学名誉教授は、かかる状況を「民主主義が民主主義を減ぼす」と表現された。民主的に選出された首長が民主的な過程を経て人権制約条例を作り、民主的に支持されているのである。問題は現代民主主義全体に関わっている。

しかし、府政を支持する情勢を批判しても始まらないし、ワンフリーズ政治であると揶揄しても、それが選挙民の意思決定過程の一つである以上否定することはできない。民主主義がわれわれの命綱であることは間違いないのだ。

より重要な問題は、われわれの主張する「憲法」「人権」「権利」というフリーズが、もはや有効な説得材料になっていないということである。「憲法で人権が保障されているのは分かるよ。だけどね」となるわけである。(ちなみに、「ルールは決めたけど適用は慎重に」という最高裁的な大人な？言説もまた、あまり支持されていないようだ。分かりにくさからして当然のことと思われる。)だからこそわれわれは、「憲法」「人権」を救うような、別のフリーズを見つけないだろうか。そして、分かりやすさにおいて、「ルールはルール」というワンフリーズに勝たねばならない。

3 別に妙案があるわけではない。しかし、たとえば、議会の過半数を占めた政党が、

卒業式で阪神タイガースを讃える必要性を感じ、「六甲おろし」(阪神タイガースの応援歌である。念のため)の斉唱を条例によって定めたら、おそらく誰もがおかしいと思うだろう。どこの野球チームを応援するかは個人的な事柄であり、みんなで決めるべき事柄ではない。「単に起立して口を動かしていれば良い。あなたは内心でどのチームを応援してもよいのだから、思想良心の問題は発生しない」などと言つても一般に理解は得られないだろう。おとぎ話の王子でもアイスクリームは食べられない。それと同じく、たとえ民主的基盤を有する権力であっても、そして民衆一般であっても、決められない事項は存在する。

それでは国歌はどうだろうか。それは六甲おろしとどこが違うのか。卒業式において国歌を斉唱することが、公教育上必要と言えるのか。ナショナルなもの、導入が公教育において不可欠か、そもそも、公教育がめざす良識ある市民という人間像に、ナショナルな要素は含まれるのか。それとも君が代をめぐる歴史的経緯から見ても、あたかもどの野球チームを応援するのかを決めるように、ナショナルなものに対する態度は個人に委ねられるべきものであるのか。信教の自由の領域において政教分離というドラスティックな制度があるのと同様に、人の尊厳・プライドに関わる領域にお

いても、権力の空白地帯があるのではないか。決められないルールもある。そこから派生する議論は、「ルールはルール」という決めつけよりもはるかに豊穡な思考をもたらすように思える。

4 また、ルールとして措定されても、それに全員がしたがわねばならないかは別の話である。「エホバの証人剣道拒否事件」の例を持ち出しても良いかもしれない。もしくは、アメリカにおける国家忠誠宣誓拒否の事例、ドイツにおける良心的兵役拒否の事例を参考にしてもよい。剣道の授業、忠誠宣誓、兵役ですら信念を理由に拒否できるのだ。しかし税金の支払いは良心によっても拒否できない。わがままによる宿題の拒否も受け入れられない。それでは式典における国歌斉唱はどちらに近いだろうか。これは私たちの共感可能な範囲がどの程度であるのかに関わってくるのだろう。共感とはラベリングからではなく個別のディテールを知ることから発生する。それでは私たちは、個別の斉唱拒否者の心情とその心情の形成過程を具体的に知ることによって、その個別の斉唱拒否者に共感できるのではないだろうか。そこから、良心による適用除外を認めるのもうひとつである。

5

「ルールはルール」という決めつけは、さ
らなる議論の発展を阻害する思考停止に過
ぎない。それと同じことが、「憲法」「人権」を二方
的に語る言説にも妥当するのではないだろうか。
現在において「憲法」「人権」が流行らないのは、そ
れが知ったかぶりの法律家や運動家が、上から説
得しようとするときに使われる言説であり、そこ
に若干の惰性があることを、おそらく市民は見抜
いているからだ。もちろん、われわれの思考過程

において、「憲法違反」という結論が出てくるの
は、それまでぎりぎりの検討を経た上でのことで
ある。しかし、その検討過程を伝えることを怠っ
てきたからこそ現在の状況が生み出されたのでは
ないかと、私個人は反省している。
国歌斉唱の問題は、上から決めつけるにはあま
りにもつたない重要な問題である。「ルールはル
ール」という思考停止と、「人権を守れ」という条
件反射的対応の間に、非常に豊かな議論空間が

存在している。だからこそ、一緒に考えていくこ
とが必要なのだ。このような話は、むしろ中学生
や高校生のうちから議論をしておくべきものであ
る。ネット社会で被害者にならないようにする法
教育も大切であるが、市民社会で加害者にならな
いようにする法教育も大事なのだ。その上で、誰
もが腑に落ちるようなフレーズを見つけ出せれば
と思う。「六甲おろしは強制できない」もその一つ
の候補なのだが、どうだろうか。

画期的な一部開示判決が出される！

— 内閣官房報償費(機密費)情報公開訴訟

大阪 谷 真介

1 はじめに

二〇〇七年五月に大阪地裁に提訴した内閣官房
報償費(機密費)の支出文書に関する全国初めて
の情報公開訴訟について、二〇一二年三月二三日

に一部の文書について開示を認める判決が下され
たので報告する。

2 訴訟にいたる経緯

内閣官房報償費(機密費)とは、「国の事務また

は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の
任務と状況に応じ、その都度の判断で最も適当と
認められる方法により機動的に使用する経費であ
り、具体的な使途が特定されない段階で国の会計
からの支出が完了し、その後は基本的な目的を逸
脱しない限り、取扱責任者である内閣官房長官の

判断で支払が行われるとともに、その使用は、内閣官房長官という優れて政治的な判断の下で決定されるといふ特殊な性格を有する経費」とされており、現在、年間一四億六〇〇〇万円が国家予算に計上され、国庫から内閣官房長官に支出されている。内閣官房長官は毎月約一億円、使途を明らかにせず自由にこのカネを使用できるのである。

内閣官房報償費の使途が問題視される発端となったのは、当時の野党の議員団にもたらされた内部資料であった。それは、加藤紘一氏が官房長官だった時代の、一九九一年一月から一九九二年二月までの一四カ月間の内閣官房報償費の使途を記した「金銭出納帳」なるノートと、この金銭出納帳を月別の収入・支出表や目的別の分類表としてまとめ記した内閣用箋、そして「報償費について」なるものが記載された内閣用箋である。そこには内閣官房報償費の驚くべき使途が記載されていた。例えば、「国会対策費」として「英国屋(背広)」／一六〇万円、「商品券」／三二二万円など明らかに党内対策や野党対策の流用、数百万単位での「パーティ券」、「励ます会」、「出版記念」、「シンポジウム」といった事実上の政治献金としての党略的流用、一六〇〇万円もの「長官室手当」、「秘書官室手当」といった私的費用としての流用を疑われるものなどであった。これらの使途につい

て細かく検討すると、当時の政治的時代背景にほぼ整合するものであったため、相当程度現実性の高い文書であることが明らかにされた。また、「報償費について」という文書には、外務省から内閣官房に対して、機密費の上納が行われてきたことや、消費税導入のため国会対策として年額五億円という巨額の機密費を使ったことが明記されていた。これが当時の古川貞次郎内閣官房主席参事官が作成したものであることが、複数の筆跡鑑定で明らかにされた。

二〇〇六年、神戸学院大学教授の上脇博之氏(政治資金オンブズマン共同代表)が二〇〇五年四月から二〇〇六年九月まで細田・安倍の両官房長官時代の報償費の使途について示した文書の情報公開請求を行ったが、内閣官房長官から国庫に対する請求書等は開示されたものの、内閣官房の支出に関する資料はすべて不開示となった。そこで、二〇〇七年五月、上脇氏が本人訴訟として不開示処分を取り消しを求めて大阪地裁に提訴したのが本件訴訟である。

3 訴訟の経過

上脇氏を孤立させてはいけないと阪口徳雄弁護士と呼びかけて弁護団が結成された。裁判になっ

てようやく、国は、内閣官房報償費に関していかなる文書が存在するか、それらの抽象的な記載事項、支出が「政策推進費」、「調査情報対策費」、「活動関係費」という三類型に分類されることまでは明らかにした。しかし、原告側がその具体的な支出年月日、支出金額、支出相手方等を明らかにするよう求めても、それを明らかにすること自体が非開示情報該当性たる「内政外交等の事務の円滑効果的な遂行に重大な支障」、「他国との信頼関係が損なれ、交渉上不利を被るおそれ」があるとして、まったくこれらに応じなかった。原告側は、文書については安倍官房長官分にターゲットを絞ることとした。

提訴から三年以上経ってようやく二〇一〇年八月に、国が申請した現役の内閣官房の事務方トップで、かつ本件各文書の非開示を決定した、内閣総務官・千代幹也氏の証人尋問が実施された。尋問で、千代氏は官房報償費の使途が一部でも公開されたらそこからさらなる憶測を生み内閣官房の職務が遂行できないかのような抽象的な証言に終始し、原告側の反対尋問については具体的な使途にわたるとしてその多くの証言を拒絶した。しかし、報償費の支出相手方について国会議員や公務員と私人とを別異にする基準は存在しないこと、また報償費の支出の大部分については交通機関や

店舗など支出先が公開されても特に差し支えないものが相当存在することについて、尋問の中で十分明らかとなった。裁判所は安倍晋三証人、古川貞次郎証人の尋問申請についてはいずれも却下し、二〇二二年一〇月に結審した。

4 大阪地裁判決とその意義

二〇二二年三月三日、大阪地裁（山田明裁判長）は、内閣官房報償費の支出に関わる文書について、一部開示を命じる判決を言い渡した。

判決で開示が認められたのは、内閣官房長官が自ら使用し出納を管理する政策推進費にかかる「政策推進費受払簿」、会計検査院に提出する二次資料である「報償費支払明細書」と、出納管理の一覧表である「出納管理簿」の一部（政策推進費に係る部分）であった。一方、調査情報対策費や活動関係費の支出が決定された文書である「支払決定書」、各支出の個別の「領収書等」（領収書や請求書、受領書など）と「出納管理簿」の残りの部分（調査情報対策費と活動関係費に係る部分）は非開示とされ、請求が棄却された。結論を分けたのは、具体的な使途と支出の相手方が記載されているかどうかであり、開示が認められた文書はすべて支出の相手方が記載されていない文書であった。

これまでまったくのブラックボックスであった内閣官房報償費について、大きな風穴が開いたことは評価されるべきである。特に内閣官房報償費の「本丸」である内閣官房長官が独自に使用でき、領収書すら不要とされる「政策推進費」について、政策推進費受払簿が開示された意味は大きい。時期や組み入れ額が分かれば、違法な支出について一定のチェックや歯止めをかけることができ。もともと、領収書等の個別の使途にかかる書類についても、会合費などの間接的な支出、交通費などのさらに間接的な支出に関しては、使途や相手方が開示されても何ら内閣の事務に支障が生じることは考えられないので、費目によってはさらなる開示がなされてしかるべきであった。この点は今後の課題として、別件訴訟（後述の河村長官分）や本件の控訴審において、開示の範囲を拡げるよう、さらに奮闘したい。

5 最後に

民主主義を下支えする国民の知る権利の保障や財政民主主義の原則からすれば、公金の支出に關して聖域がつけられてはならず、支出関係文書は原則としてすべて開示されなければならない。本判決では、これまでまったく闇の中であった内閣

官房報償費について一部開示が認められた点は大きな前進といつてよい。ただ民主党は野党時代には一定期間を経てすべて開示することも提案していたにもかかわらず、本判決を受けた藤村官房長官の答弁ではいまだ「検討中」であった。また二〇一一年には、裁判所のインカメラ手続を定める情報公開法改正案が法案提出されながら、これらはまだ審議中である。なお、大阪地裁には、別件で、自民党政権最後の河村官房長官が総選挙惨敗後に政権を明け渡す前の十数日間の間二・五億円の官房報償費を流用した件についての情報公開訴訟も係っている。本判決を契機にして、政治と司法の両方で徹底的にさらなる開示を迫らしていきたい。

（弁護士は大阪支部の阪口徳雄、辻公雄、徳井義幸、谷真介ほか）



TPP締結は、クーデターだ!!

大阪 杉島 幸生

1 国民生活全般が対象となる

野田民主党政権が、参加に向けた協議を行っているTPPが、二四という多くの交渉分野(①首席交渉官協議、②市場アクセス(工業)、③市場アクセス(繊維・衣料品)、④市場アクセス(農業)、⑤原産地規制、⑥貿易円滑化、⑦SPS、⑧TBT、⑨貿易救済措置、⑩政府調達、⑪知的財産権、⑫競争政策、⑬サービス(クロスボーダー)、⑭サービス(電気通信)、⑮サービス(一時入国)、⑯サービス(金融)、⑰サービス(e-commerce)、⑱投資、⑲環境、⑳労働、㉑制度的事項、㉒紛争解決、㉓協力、㉔横断的事項特別部会)に分かれ、それぞれの分野で徹底した自由化(規制緩和・知的財産は規制強化)が進められようとしていることは、すでに多くの方がご承知だと思ふ。まさに国民生活の全般が対象となり、TPPルールの網がかぶせられることとなる。

2 TPPルールは、国内法に優先する

TPPは国際条約である。TPPが締結されば、当然、日本政府は、TPPルールに反する国内法を廃止・改正すべき国際法上の義務を有することとなる。しかし、TPPの危険性はそれだ

けではない。TPPは、そもそも政府間紛争を解決する規範としてつくられるものであるから、その規定するところはかなり具体的かつ明確なものとなっている。したがって、内閣によるTPPの締結、国会の承認、天皇の公布により、当然に国内法的効力が生じ、それは国内法に優先し、かつ、国内裁判所における裁判規範性を有することになる。つまり、TPPがいったん効力を発生すれば、国会は今後TPPルールに違反する法律を制定することができなくなり、現在ある法律が日本の裁判所によって、TPPルールに照らして無効と宣言される事態も生じかねないのである。現在、韓国では韓米FTA締結により何十という法律の改正が一举に問題となっているという。TPP締結により、そうした事態が生じるであろうことは確実である。

3 TPPは国会論議を無意味なものにしてしまふ

TPPにより日本の農業政策が大きく変えられるであろうことは多くの識者が指摘するところである。単に農産物関税が廃止されるだけではなく、農業に対する各種の補助や助成も非関税障壁として廃止の対象となる。これだけでも大変なことである。しかし、TPPの問題はなにも農業

だけではない。医療の分野では混合医療の原則禁止が緩和されるであろうし、労働の分野でも解雇規制法（労働契約法一六条など）が、TPPルール違反と認定される可能性は充分にある。簡保の完全自由化なども当然TPPの要請となる。それ以外にも競争規制的な要素をもつすべての社会立法がTPPルールに照らしてその存続が審査されることとなる。本来であれば、これらの法律の一つでも改廃するというになれば、広範な国民運動が起ころうし、一国会ではとうてい結論などだせないであろうことが予想される。しかし、いったん、TPPが締結されると、外からそれらすべての国内法の正当性が審理されることとなり、もはや、そうした議論すら必要ではなくなってしまうかねない。国会の立法権は、すべからずTPPルールの枠内においてのみ行使できるようにすぎなくなってしまうのである。これが国民主権の侵害でなくてなんだろうか。

4 TPP締結は法律の改廃よりはるかに容易である

言うまでもなく、法律の制定・改廃は国会の専権事項である（日本国憲法四一条）。法律は、国民に公開された各議院で議論され（憲法五七条）、両議院で可決されなくてはならず、両院の結論が分

かれたときには、衆議院の三分の二以上の多数での再可決がなければ、制定・改廃することはできない（憲法五九条）。法律の制定・改廃に対する民主的統制は相当に厳格だ。

ところが、TPPは国際条約である。TPP交渉に参加するかどうかは、「外交関係を処理する」として、内閣が単独で決定することができる（憲法七三条二号）。野田内閣が、充分な国会論議もないまま参加を表明することができたのもこのためだ。そして、事前または事後における国会の承認が必要とはいえ、条約の締結そのものは内閣の専権事項である（同三号）。国会は、内閣の政治責任を追究することはできても、不信任決議でもない限り、それを阻止することは法律上できない。TPP締結についての民主的統制は、あくまで間接的なものであるにすぎない。

野田内閣は、TPP協議は、相手国のある外交問題であり、参加しないかぎりその詳細を知ることができないとして参加表明を行った。しかし、実際にはTPP協議に参加したとしても、協議参加国は、条約締結後四年間ほどのような協議が行われたのかを公開しないことが参加条件となっている（しんぶん赤旗・一月二九日報道）。すなわち、国会（＝国民）は、詳細を知らされないまま、締結するのか、しないのかの選択を迫られることになる。しかも、条約の承認は、衆議院の優越事項

（憲法六二、六〇条二項）であるから、衆議院において比較多数を有する党派（現在の民主党はこれにあたる）は、単独でTPPを有効に成立させることも可能である。

5 それは、もうクーデターだ

TPPを締結しても、いやなら脱退すればいいじゃないか、などと暢気なことを、のたまた御仁もおられる。しかし、それが、それほど簡単ではないことはちょっと考えれば分かることである。さまざまな国内法の制定・改廃を事実上の既定路線としてしまうTPPを、国民に詳細を知らせないまま、内閣の専権事項として締結し、多数の力で承認するようなことがあれば、それはもうクーデターそのものである。

私たちは、「憲法を擁護し平和と民主主義および基本的人権を守ることを目的とする」法律家団体として、TPP締結阻止のために全力をあげてたたかうべきである。





3月2日に「ストップ! 過労死 大阪のつどい」を開催

に出る娘のために「過労死」を死語にしたいとの切実な思いが語られました。女手一つで育てた一人息子を亡くされた西垣迪世さんからは、防止法で若者の過労死にストップをかけたいとの思いが語られました。大阪教職員組合の藤川真人さんからは、教師の中で過労死ラインの人が二割もいる学校の現状を改善したいとの決意が語られました。若者が運営し、若者の労働相談を受けるNPO法

人・POSSEの川村遼平さんは、新たな犠牲者を防ぐため防止法制定を実現するとともに、活動の中で労働問題を人々に認知してもらいたいと話されました。大阪青年ユニオンの北出茂さんは、「過労死を許さない」との『法律を制定させるほどの』力がある”ことを見せつけることに大きな意味

がある」と署名活動の意味を強調されました。全国過労死を考える家族の会代表の寺西笑子さんの声かけでアピール文が採択され、「日本の働く文化を変えよう」との過労死弁護士全国連絡会議代表幹事の松丸正弁護士からの挨拶で、会は幕を閉じました。九二名の参加者が思いを一つにした良い集会となりました。

3 三月七日には、衆議院議員会館にて、防止法制定をめざす第三回目の院内集会が開かれました。約二〇〇名の参加者で満員の会場には、議員や議員秘書も多く参加され、防止法制定に向けての意欲が語られました。

幼少時に父を過労死で失い、署名用紙にも掲載している「僕の夢」という詩を書いた辻田加代子さんらご遺族の発言もありました。辻田さんの「仕事のための命でなく、命のための仕事」「命こそ宝」「過労死・過労自殺というものがこの世からなくなつてほしい」との言葉は、会場に集まった人た

ちの心に重く響きました。

4 集約された署名数は、五月一七日現在、一五万五四四筆に達しました。しかし、まだ二五パーセント。一〇〇万人署名達成への道のりは、ここからが正念場です。

全国各地で、多くの人が、様々な形で署名活動を行っていきます。五月一日のメーデーでも、実行委員会のメンバーをはじめ、多くの方が署名集めに奔走しました。

5 来る六月六日(水)午後二時、第四回の院内集会が開かれます。署名活動は今後まだまだ続きますが、取り急ぎ、この院内集会までに一筆でも多く署名を集めて提出することが目下のテーマです。署名用紙は、「ストップ! 過労死“実行委員会”のホームページからもダウンロードできます。皆さまのご協力をよろしくお願いたします。



東日本大震災による原発事故被災者支援

関西弁護団の取り組み

大阪 白倉 典武

1 はじめに

二〇一一年三月二日に発生した東日本大震災によって、福島第一及び第二原子力発電所事故（以下「福島原発事故」といいます）が発生しました。この福島原発事故により福島第一及び第二原子力発電所周辺では避難区域が設定されて一般市民の立ち入りが禁止されるとともに住民の立ち退きが指示されました。また、避難指定等区域以外でも東日本から東北にかけての広い範囲で放射能による汚染が広がりました。

避難区域が設定されたため、あるいは放射能汚染から逃れるために、避難指定区域内外を問わず、そして福島県のみならず東京や千葉など関東地方からも多くの被害者の方が関西地方にも避難されました。

関西に避難されている方々には、福島第一原発から遠く離れていることや見知らぬ土地での生活であり知人などが少ないという事情から情報がなかなか届きづらいように思われました。そのため、近畿弁護士会連合会内の各弁護士会では、被害者の方々に情報が届くよう被害者の方々に対する無料法律相談や説明会などを、自治体などと連携して行ってきました。また、大阪弁護士会の災害復興支援委員会では、府下の自治体の協力を得て、府下の被害者の方々に弁護士会ニュースをお届け

して情報提供を行ってきました。

2 弁護団の結成

中間指針の発表、それに続く東京電力に対する本請求や原子力損害賠償紛争解決センターの設置の動きを受けて、関西に避難されている方々から具体的な法律相談がよせられるようになりました。そのため、具体的な被害者の方々の相談に対応するために、二〇一二年一月五日、大阪弁護士会所属の有志の弁護士により大阪弁護団が結成されました。

さらに、同年二月三日、大阪だけではなく近畿弁護士連合会管内の弁護士にも弁護団の範囲を広げることとして、名称も関西弁護団に変更することとなりました。現在（二〇一二年四月九日）、関西弁護団には大阪及び和歌山の弁護士合計九二名、兵庫県の弁護士三七名が参加しています。また、京都でも京都弁護団が三八名により結成されており、関西弁護団とはメールやリストを共通にするなど連携して活動を行っています。

3 活動状況

関西弁護団では、弁護士会による電話相談や相談会において具体的な対応を求められた被害者の方々の紹介を受けたり、報道やホームページを見た被害者の方々からお電話をいただき、

東京電力に対する賠償請求等に関する個別の相談を受け、被害の完全な回復のために、被害者の方々を支援する活動を行っています。

現在、関西弁護団では、関西地方に避難されている被害者の方々の原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立ての準備を進めており、ADRの手続が大阪で行われるよう要請をしているところ

です。

もちろん、損害賠償請求の支援だけで被害者の方々に対する支援として十分であるとはいえないと考えています。特に、関西へ避難されている方々は、遠方に避難しているために知り合いも近くにはおらず、しかも故郷とは言葉も文化もまったく異なると言ってしまう環境で生活をされており、

様々な苦勞があると思われまます。損害賠償請求だけでは幅広い支援を継続していかねばならないと考えています。

(追記 二〇一二年五月七日に、関西弁護団では、八家族二五名について総額二億五〇〇〇万円を超える賠償を求めてADR申立を行いました。)

G-I-D(性同一性障害)・法律上も父になりたれば裁判が提起されるもの、多様性を認める社会を求めて

大阪 室谷光一郎

1 事案の概要

心と体の性別が一致しないG-I-D(性同一性障害)のため女性から男性に性別変更をした男性が、女性と結婚し、第三者提供の精子を使った人工授精によって子どもを授かることになった。夫婦は、子どもの誕生を喜び、二〇一二年一月二七日、東京

都新宿区に子どもの出生届を提出したが、東京都新宿区は、男性に生殖能力がないことを理由として男性の子と認めず、父の欄を空白にした子の戸籍を職権で記載した(以下、「本件処分」という)。

そこで、本件処分は、民法七七二条一項違反、性同一性障害者特例法四条違反、戸籍法一三条四号違反、憲法一四号違反であるとして、青法協に所属されている弁護士も含め、全国各地の弁護士

一五五名が代理人となつて、東京家裁に対し、戸籍法一三条に基づいて、男性を父とした戸籍にするよう戸籍訂正を許可する審判を求める申し立てを提起した。

申立人の男性は、性同一性障害者特例法によつ

2 本裁判の論点

て「男性」となることが社会的に認められ、妻と婚姻することで「夫」となることが社会的に認められながら、妻が出産した子の「父」となることを、東京都新宿区長に拒まれた。他の夫婦であれば当然に法律上の「父」となれるはずであるにもかかわらず、男性が性同一性障害者であったが故に、その当然のことが認められていない状態となっている。

しかしながら、このような東京都新宿区の対応は、父子推定を定める民法七七二条一項に反していること、GID(性同一性障害)を抱える人の性別変更・家族形成を法的に認める性同一性障害者特例法に反していること、戸籍受理に関しては形式的審査権限しかないはずの行政機関が恣意的に実質的判断を行っており、戸籍法二三条四号に違反していること、そして、何よりも、GID(性同一性障害)であるが故に子どもと父親に認められないという不合理な差別であること―憲法二四一条違反であることは明らかである。

(1) 民法七七二条違反

イ 本件処分は、申立人の男性が性同一性障害者であり、生殖能力を有していない、すなわち、生物学的に父たりえない、ということを理由とするものであるが、法律上の父子関係は必ずしも生物学的な繋がりを前提としていない。

夫の子と推定する」との民法七七二条の文言自体に反している。

これは、民法の構造自体から明らかであるし、「推定の及ばない子」の事案における親子関係不存在確認の訴えが認められる範囲が制限されていることや、逆に、生物学的な繋がりがありませんながら法的な親子関係が否定されている各事例等の存在からも、明らかである。

ウ 不妊の男女の夫婦で、夫の同意のある第三者精子提供の人工授精が行われた場合、その子は民法七七二条の「推定」が及ぶ「夫の子」として取り扱われており、このことに判例も学説も異論がない。

この扱いは、民法七七二条の趣旨である「家庭の平和の維持・早期の父子関係安定」と、嫡出制度の根拠として最高裁が述べる「法律婚の尊重」に合致するからであり、これらは、性別変更した者の夫婦の場合であっても同様にあてはまる。

エ 民法七七二条の「推定」を争う者は限定されており、関係者のいずれもが「推定」を争っていない場合に、行政機関がこの「推定」を争うことは許されない。いわゆる「推定が及ばない子」の概念は、裁判所が、父子関係の有無という実体面と、嫡出否認の訴えによるか親子関係不存在確

認の訴えによるかという手続面とを判断する際に機能する概念であって、当事者や関係者がその推定を争わずに出生届を提出しているにもかかわらず、行政機関がその推定を争ってこれを拒むために機能する概念ではない。

(2) 性同一性障害特例法四条一項違反

ア 性同一性障害特例法四条一項は、「法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす」と定めているところ、民法七七二条一項の記載に関する「別段の定め」はないのであって、本件処分は同条の文言自体に反している。

イ 性同一性障害特例法の立法趣旨は、性同一性障害者が本来の性別で社会生活を営むことができるよう、不利益を解消させることにある。性同一性障害者が変更後の性での生殖能力を有しないことは如何にしても「変えることが不可能」な事実であるが、法律上の父子関係は極めて社会的な問題であって、もとの身体的な性によって受ける苦痛を解消するために「変えることが可能」な事実である。特例法により「男性」「夫」となることが社会的に認められながら、子との関係の局面において、もとの身体的な性が持ち出されて振り出しに戻り、「父」としては認められないなどとして、変更後の性別(当事者にとって本来の性別)

で生きることがを阻む本件処分は、全く失当である。

(3) 戸籍法二三条四号違反

本件処分は、「実父母の氏名及び実父母との続柄」の「事項を記載しなければならない」と定める戸籍法二三条四号に違反している。この違反は、新宿区長が出生届についての形式的審査権限を逸脱し、父子関係についての法律的判断を行ったために生じたものである。

(4) 憲法一四条違反

ア 本件処分は、生来的男性と性別変更した男性との間で、同意ある第三者提供の人工授精子との関係で父として扱われるか否かにつき、「社会的身分」ないし「性別」によって異なる取り扱いをするものである。

イ 親子の生物学的繋がりの有無を戸籍に反映させることを徹底しようと拘泥する本件処分は、その目的自体不当であり、夫たる申立人の男性の「同意」を無視し、性同一性障害者特例法の立法趣旨にも反し、性同一性障害者に不合理な精神的苦痛をもたらし、戸籍の「父」の欄が空白となる子の取り扱いが、他の夫婦の間の子(特に他の不妊の夫婦が第三者精子提供の人工授精で懐胎・出産した子)の取り扱いとの間に不合理な差別をもたら

らし、性同一性障害者であるが故に特別養子縁組を用いざるを得ない不合理な状態に追い込むものであって、本件処分は、男性へ性別変更した性同一性障害者に対する明らかに不合理な差別であつて、憲法一四条に違反する。

3 本裁判の意義

本裁判は、女性から男性に性別変更した性同一性障害の方が婚姻し、その子どもの戸籍上の「父」として認めるよう求める裁判としては日本で初の裁判であり、申立当日は多くのマスコミが取材に訪れた。しかしながら、男性夫婦にとっては、ただ、他の夫婦と同様に、法律上の父として認められたいという当然のことを求める裁判である。代理人弁護士としては、本裁判は、男性夫婦にとっては、ささやかな幸せを求める裁判でしかないことは付言しておきたい。

ただ、本裁判が国や社会に提起するものは極めて大きいものがある。まず、国や社会が「法的な」父子関係をいかに捉えるのか―換言すれば、国が承認し保護すべき親子・家族とはいかなるものか―が問われている裁判であり、また、国や社会が性同一性障害者特例法の立法趣旨を正しく理解し取り扱うべきことが求められている裁判なのである。

そして、本裁判は、多様化する家族のあり方、多様化するセクシュアリティのあり方を国や社会、私たちがどのように向かい合うべきなのか、ひいては、「多様性を認める社会」をいかに構築していくのか、このことを社会に投げかけている裁判でもある。

また、今後、弁護士としては、本裁判だけでなく、他の訴訟提起、政治的働きかけもふくめて、男性夫婦の願いをかなえるための行動に取り組み所存である。

「新しい人権課題」を投げかける裁判として、しっかりと裁判を勝ち抜くためにも、今後、全国各地の会員の皆さまのご支援をたまりたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。



支部の充実した体制は学生ゼミの成果 —大阪の修習生支援の状況

大阪 遠地 靖志

1 はじめに

原発問題や日の丸・君が代問題など、二〇二二年の七月集会の企画を見てもわかるとおり修習生の人権諸問題に対する関心が高いのが伺われる。一方、修習期間の短縮化、前期修習の廃止、就職難など、修習生運動をめぐる状況は厳しい。二〇二二年から給費制が廃止され、修習生は経済的にも厳しい状況に置かれている。このような状況のもとで、修習生運動への支援がこれまで以上に求められている。

2 修習生支援の状況

(1) 修習開始まで

新制度の修習が始まってからすでに六期目となる。

二〇二二年は、大阪でも旧制度の修習がなくなり、新制度の修習のみになった。

新制度では、九月上旬の合格発表から二月下旬の修習開始まで二カ月弱しかない。また、前期修習が廃止された。このため、短期間で、しかも前期修習がないもとで、どうやって青法協を知ってもらうか、また、七月集會実行委員会をどう組織するかが課題である。

大阪支部では、早い段階から修習生とのつながりをつくることを重視している。具体的には、司法試験終了後の六月から九月の毎月一回の学生ゼミ(計四回、うち二回京都、兵庫の青法協支部が各一回担当)、プレ研修、一〇月上旬の合格祝賀会である。これらの取り組みの告知を司法試験会場や合格発表会場で行っている。

学生ゼミは毎回二〇名から三〇名が参加し盛況である。また、プレ研修、合格祝賀会には、それ

ぞれ約二〇名の合格者が参加した。

(2) 修習開始後

修習開始後は、月一回の例会と昼食会を中心に取り組んでいる。

例会は、支部会員、若手弁護士を対象とした企画であるが、支部会員が取り組んでいる弁護士活動や大阪独自の問題(教育基本条例、職員基本条例等)なども取り上げ、修習生も多数参加している。

昼食会は、大阪支部の弁護士と修習生が修習の現状や七月集会の進捗状況、就職状況などを意見交換する場である。平日の昼休みという制約された時間ながら、毎回数名の修習生が参加している。

(3) 就職支援

また、大阪支部では、修習生の就職支援として、毎年一月下旬に四団体(青法協大阪支部・自由法曹団大阪支部・民主法律協会・国際法律家協会関西支部)共催で就職ガイダンスを開催している(二〇二二年は、大阪・京都・奈良・和歌山から九事務所が参加した)。

事前申込制(五〇名)であるが、ここ数年は就職難を反映し、定員いっぱいとなる状況である。

3 大阪の取り組みの評価と課題

大阪では、学生ゼミの参加者が、合格後、プレ研修や合格祝賀会に参加し、さらに関西で修習する者はその後も例会や昼食会に参加して、青法協への理解を深めている。そのなかから青法協修習生部会員や七月集会実行委員も生まれている。ここ数年、学生ゼミに力を入れてきた成果が現れてきているといえる。

一方で、関西以外の修習地に決まった修習生へのフォローができていないという課題もある(そもそも修習地が不明の修習生もいる)。今後、全国と連携していく必要がある。

就職支援については必ずしもうまくいっているとは言えない。就職を希望する修習生数に比べて採用予定人数が極端に少ないなど、支部だけでは解決できない問題があるが、このような状況のもとでも、青法協会員事務所と修習生部会員を結びつけていくという役割が支部に求められよう。

4 むすび

現在、大阪支部事務局は修習生担当が三名(さらに、ロースクール生担当が三名)という体制である。これだけ充実した体制をとれるのは、毎

年、青法協活動を経験した新人弁護士が大阪に就職し、青法協事務局として活動を支えているからである。

今後の青法協活動全体を発展させていくという観点からも、修習生に対する支援は重要である。

「法律家を目指すゼミ」の取り組みについて

大阪 和田 香

1 「法律家を目指すゼミ」とは

青法協大阪支部では、毎年初夏から夏にかけて、毎月一回、法科大学院生や司法試験受験生、学部生などを対象とした「法律家を目指すゼミ(通称「学生ゼミ」)を開催しています。

学生ゼミは、修習生になる前の段階である学生らに対し、弁護士活動や人権活動などの重要性ややりがい・楽しさに触れてもらい、高い意識を持つて受験時代を送ってもらおうと同時に、修習生になって以降の青法協の活動へとつなげていくためのかけ橋となることを目指しています。

2 学生ゼミの効果

したがって、学生ゼミでは、人権活動を行っている比較的若手の弁護士等やその時々で社会的な話題となっている活動をされている弁護士を講師にお招きし、修習生や若手弁護士を主たる対象としている青法協大阪支部例会の内容よりも法律論のレベルをやや下げて、実務のおもしろさ・やりがいにも触れてもらえるよう配慮しています。

学生ゼミには、弁護士も含め、毎回概ね三〇〜四〇名ほどの参加があり、活気に溢れます。毎年、学生ゼミの参加者であった学生が何人も

司法試験に合格し、青法協修習生部会や一月集
会・七月集会の実行委員として活躍する、という
流れができてきており、私たちの励みにもなって
います。また、弁護士登録後に青法協の取り組み
に参加したり、弁護士団に入るなどする、学生ゼミ
出身者も多くいます。

他方、学生からしても、自身の進む道を考える上
で、実際に法律家として活動している弁護士らと
話をし、相談をすることができ環境は貴重であ
るなどの感想が多く寄せられています。

3 新たな取り組み

二〇二二年度、大阪支部では、新たな取り組み
として、大阪だけでなく、関西二円の学生に学生
ゼミに来てもらって、青法協を知ってもらおうべく、
京都支部及び兵庫県支部との学生ゼミの共催を呼
びかけ、ついに三地域で持ち回りによる学生ゼミ
の開催が実現しました。学生ゼミのラインナップ
は、①刑事事件（講師・秋田真志弁護士・大阪）、
②株主代表訴訟（講師・古川拓弁護士・京都）、
③家事事件（講師・内海陽子弁護士・兵庫県）、
④原爆症訴訟（講師・愛須勝也弁護士・大阪）で
した。

開催場所が毎回変わることから、ゼミの案内に
は気を遣いましたが、概ね各回三〇〜四〇名程度

の学生が参加するなど、非常に盛況でした。

また、従前大阪支部での学生ゼミに参加したこ
とがなかった学生らが、他地域で開催した学生ゼ
ミへの参加を契機として、大阪支部における学生
ゼミにも参加してくれるなどとして、三府県で学生
同士の交流もみられました。

さらに、三支部合同で行うことで、講師の幅も
広がり、テーマも内容もより充実したものになっ
たといえます。

4 今後の課題

大阪支部では、二〇二二年度の取り組みを二〇
二二年度も継続し、京都支部、兵庫県支部とも
に学生ゼミを開催することを計画しています。

二〇二二年度は、学生ゼミ開催のスケジュール
を早めに設定し、学生らへの周知を徹底させるこ
とで、参加者の増加を図りたいと考えています。

また、法律家を目指す学生らが弁護士に接する
機会を十分にもてるよう、青法協会員弁護士に対
する参加の呼びかけにも力を入れ、弁護士の参加
率を上げることも必要と思われれます。

最後になりますが、学生ゼミは講師の先生方を
はじめ、多くの方の協力で成立しています。

この場を借りて厚く御礼申し上げますとともに、
引き続きのご支援をお願いする次第です。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年
のさまざまな教訓が惜みなく盛り込まれています。本記念誌に綴られた青法協の歴史と
会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権
侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法
協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



B5版・280ページ

定価2,500円（税込）

福岡青法協設立五〇年記念誌

「憲法とともに 人々とともに」を刊行

福岡 毛利 倫



1 福岡に青法協の支部が設立されたのは、一九六一（昭和三十六）年一月二八日、支部として全国で五番目の発足であった。それから五〇年、福岡の青法協会員は、ありとあらゆる人権侵害や被害の現場において、実に多彩で先駆的な活動をし、数々の画期的な成果を上げてきた。水俣病・カネミ油症・スモン・じん肺・ハンセン病・有明海再生など、会員が中心となって被害に向き合い、その救済に奔走し、歴史に残る判決や法制度を勝ち取ってきた活動は枚挙にいとまがない。

そして、その行動力を支えた福岡の会員の個性ぶりは、「中央の一支部」とどまらず、「自立独立した青法協」として独自の活動を展開したいの思いとなり、あるときより「青法協福岡支部」の呼称を捨てて、勝手に「福岡青法協」を名乗り、

今では対内的にも対外的にも正式名称は「福岡青法協」と称している。

2 その福岡青法協では、設立五〇年を機に、これまでの五〇年の歴史を記録し次の新たな五〇年につなげていくため、若手会員が先輩弁護士の間き取りをし、その貴重な経験や熱いスピリットを後世に伝える記念誌を発行しようと、二〇一二年三月ころから作業を進めてきた。

当初は、簡単な小冊子をイメージし若手だけで作業をしていたが、二〇一一年七月、その素人ぶりを見かねたのか、モノカキ&編集のプロを自称する永尾廣久会員（二六期）が、「どうせ作るなら本格的なものを」と編集責任者に乗り出してきてからは、編集方針が大きく変わり、インタビュー

対象者の大幅追加などもあつて編集作業は年を越すこととなった。なにごぶ

取材・構成・すべてを会員自分たちだけで、途中で、何度か完成が危ぶまれたが、多忙な中、インタビューに応じていた諸先輩及び取材と記事執筆を担当した若手の

いきいきとした当時の写真を多数掲載している

「先代編集長」
「先代編集長」は、本誌の発行に多大な貢献をされた方です。本誌の発行は、福岡青法協の歴史を伝える重要な役割を果たしています。本誌の発行は、福岡青法協の歴史を伝える重要な役割を果たしています。本誌の発行は、福岡青法協の歴史を伝える重要な役割を果たしています。

「取材・構成」
本誌の取材・構成は、若手会員が先輩弁護士の間き取りをし、その貴重な経験や熱いスピリットを後世に伝えることを目的としています。本誌の発行は、福岡青法協の歴史を伝える重要な役割を果たしています。本誌の発行は、福岡青法協の歴史を伝える重要な役割を果たしています。

新刊 旧刊

また、記事の内容も、硬派なものから、おもしろエピソード満載のものなど多岐にわたって読み飽きない。個人的に

紙面構成にした。

インタビュー記事の内容は、会員が取り組んだ集団訴訟や各種専門事件のバランスを考慮して対象者を選考したほか、憲法劇やFSLなど福岡青法協ならではの特色ある活動も紹介できるような

初版一〇〇〇部を刷った。
インタビュー記事の内容は、会員が取り組んだ集団訴訟や各種専門事件のバランスを考慮して対象者を選考したほか、憲法劇やFSLなど福岡青法協ならではの特色ある活動も紹介できるような

献身的な協力の結果(双方合計で福岡青法協会員の六割にあたる約九〇名が参加!)、約一年をかけて、このほど「憲法とともに 人々とともに」五〇年の歩み」が完成した。

3

本記念誌は一三五ページ、会員四二名のインタビューが、歴史や時代を感じさせる数多くのカラー及びモノクロの写真とともに掲載されていて、すでに目を通した会員内外の弁護士には、かなりの好評を博している。読み応えのある本冊子の中身を福岡の会員だけのものにするのはもったいなく、ぜひ全国の会員の皆様にもたくさん読んでもらいたいとの思いから、一五〇名しか会員がいないにもかかわらず、在庫を恐れずに

は、筑豊じん肺訴訟や南九州税理士会訴訟、「よみがえれ!有明」訴訟など数多くの集団訴訟の弁護団長を歴任した馬奈木昭雄会員(二期)や「ひょうきん弁護士」こと安部千春会員(三期)のインタビューが特にお薦めである。さらに、豊富な写真の数々も必見である。
オフレコだが、ほぼ時を同じくして刊行された「人權の砦として―弁学会同部会四〇年の軌跡―」よりは、断然おもしろい読み物となっていると確信している(すみません、冗談ですので本気にしないで下さい)。

4

こうした冊子は、やはり具体的に誰のインタビューが掲載されているのかということが最大関心事であるので、以下、インタビュー掲載者全員(敬称略)を列挙しておく。稲村晴夫(二期)、岩城邦治(二期)、上田國廣(二期)、浦田秀徳(三期)、梶原恒夫(一期)、梶島敏雅(二期)、久保井撰(一期)、幸田雅弘(三期)、後藤富和(五五期)、小宮和彦(三九期)、迫田登紀子(五三期)、辻本育子(二九期)、名和田茂生(三四期)、林健一郎(一八期)、原田直子(三四期)、古屋勇一(三九期)、堀良一(三三期)、前田豊(二八期)、光永享央(六〇期)、村井正昭(二九期)、八尋八郎(三期)、八尋光秀(三

5

六期)、安部千春(三期)、荒牧啓一(三七期)、住田定夫(三期)、多加喜悦男(四期)、高木佳世子(五四期)、高木健康(五五期)、蓼沼一郎(四二期)、仁比聰平(四六期)、東敦子(五二期)、内田省司(二七期)、江上武幸(二九期)、紫藤拓也(五五期)、高橋謙一(四二期)、永尾廣久(二六期)、馬奈木昭雄(二期)、三溝直喜(三六期)、池永満(二九期)、角銅立身(二七期)、小宮学(三七期)、中村博則(四四期)の合計四二名である。

お知り合いの方々はもちろん、ぜひ一人でも多くの全国の会員に読んでいただきたい一冊なので、定価二〇〇〇円のところ、会員弁護士には割引価格一部一〇〇〇円(+送料実費)で販売したいと考えている。
購入ご希望の方は、福岡第一法律事務所・毛利倫(電話:092-721-1211 FAX:092-741-6638)までご連絡下さい。

裁判員裁判における無罪判決を覆した不当な高裁判決

― 覚せい剤密輸入事件 ―

大阪 小林 徹也

1 裁判員裁判での無罪判決を破棄・差し戻し

原審の裁判員裁判のもとにおいて、約二〇時間にもおよぶ尋問が行われた結果、重要証人の証言の信用性が否定され、無罪が言い渡された覚せい剤密輸事件について、大阪高裁第四刑事部（松本芳希裁判官（但し判決当日は別裁判官が代読）、竹尾信道裁判官、佐藤洋幸裁判官）は、二〇一二年三月二日、原判決を破棄し、原審に差し戻す旨の判決を言い渡した。

弁護人は、当職（四六期）と小野順子弁護士（五七期）の二名である。

2 四名の共犯者の共謀による大量の覚せい剤密輸事件―証拠は共犯者Aの証言のみ

本件は、実行犯である運び屋が、二〇〇九年七月二日、関西空港において、約四キロの覚せい剤をトルコから持ち込もうとしたところを税関に見つかり、逮捕されたことに端を発する。

実行犯である運び屋を紹介した二名の共犯者と、運び屋に具体的な指示をしていたAという共犯者四名の間において、覚せい剤密輸の共謀がなされていたことに基本的には争いはない。

ところが、Aは、これらの指示はすべてイラン人である被告人からなされていた、密輸入はイラ

ンであり、イラン人と連絡をとって具体的な指示をAにしていたのは被告人である、と主張したのである。

このAの証言以外に、本件犯行と被告人を結びつける証拠はないことから、Aの証言の信用性が唯一の争点となった。

3 膨大な通話記録に隠された数多くの重大な矛盾を裁判員に理解してもらう

そして、このAの証言の信用性を基礎付ける証拠として、検察より提出されたのが、「いつ、誰が、誰に対して電話をしたか」を記録した膨大な通話記録（約七〇〇〇件）であった。

原審においては、この通話記録と、共犯者Aの

供述の矛盾を緻密に検討したうえで、これを公判の場において、裁判員に分かりやすく理解してもらうことが重要な課題となった。

4 約二〇時間にもおよんだ原審での尋問

―到底信用できなかったAの証言

原審においては、共犯者Aはもちろんのこと、それ以外の三名の共犯者、被告人、その妻など七名に対して、合計約二〇時間もの尋問を行った。特に重要証人であったAに対しては、約五時間もの尋問がなされたのである。そこにおけるAの証言は、弁護人の矛盾の指摘に合理的な説明を一切することができず、とまどい、うろたえる様子がありありとしており、その証言の信用性は到底認められるものではなかった。

5 共犯者Aの証言内容を緻密に分析し

通話記録との矛盾を数多く指摘した原判決

原判決は、このAの証言と、弁護人が尋問で指摘した通話記録との矛盾を緻密に検討、指摘し、「根幹部分においてAの証言は信用できない」として被告人に無罪を言い渡したのである。

裁判員裁判の実相

21

6 実質的な証拠調べをまったく行わないまま

二回で結審した控訴審

検察官控訴により迎えた控訴審においては、控訴趣意書と答弁書のみならず補充書面が何通か出されたが、原判決後に作成された共犯者Aの新たな供述調書数通はすべて却下された。

唯一、原審においても、特に争いがなかった事実である、「通話がつながらなかった場合には通話記録には残らない」との趣旨の電話会社関係者の報告書、及び空港に到着した際の時間を記録した駐車場の記録、の二つのみが採用された。

控訴審では、証人尋問のみならず被告人質問すら行われていない。このような経過をたどり、控訴審は、わずか二回で結審した(二〇一二年一月九日、二月九日)。

7 あまりにも不可解かつ不当な控訴審判決

―検察官の主張を根拠もないまま補充

検察官の、あまりにも不自然・不合理な主張の変遷、実質的な証拠調べが行われなかったことからして、弁護人としては、原審判決が維持されることを信じていたというのが率直なところである。

ところが、二〇一二年三月二日、通話時間を入れて約四時間にもわたって言い渡された控訴審判

決は、驚くべき内容であった。

膨大な内容であり、かなり細かい事実経過になるので、紙幅の関係から詳述はできないが、その内容は、ほぼ検察官の控訴趣意書に沿ったものであるのみならず、主張・立証もないまま、それを補うといった大変不当なものであった。

他方で、弁護人が指摘した多くの矛盾、特に共犯者との関係についてはほとんど無視されていた。そのうえで、共犯者Aの証言は信用性が高いので被告人は有罪である、と結論づけたのである。この意味で、実質は自判である。

8 裁判員裁判における直接主義・口頭主義を

真つ向から否定するもの―尋問を行わず

証言の信用性を一八〇度転換

内容の不当性については立ち入ることができないが、最も不当であるのが、原審において長時間かけて行われた尋問結果を、記録だけで否定してしまったことである。

控訴審は、Aどころか被告人質問すら行わないまま、ほとんど通話記録だけから、Aの証言は信用できる、と結論づけたのである。

9 二月三日の最高裁判決との関係

ここで、直前の二月三日になされた最高裁判

決（原審での無罪判決を最高裁が覆したが最高裁で自判し無罪としたもの）と本件控訴審判決との関係が問題となる。この点、本件控訴審判決は、最後の部分で形式的に、この最高裁判決をあえて引用し、「経験則に照らし明らかに不合理」とした。しかし、実際には前述のように、原審判決を強引に覆すものであった。

実質は自判であるにもかかわらず、あえて差し戻しにしたのは、この最高裁判決を意識し、形だけでも差し戻し後の裁判員裁判にもとづく判断にさせようとしたのであろう。ただ、その内容は、自判に等しいものであり、このような判決に基づけば、再度裁判員裁判を経たとしても、本件控訴審判決が裁判員に与える予断は重大なものである。

そもそも同最高裁判決は、「第一審において、直接主義・口頭主義の原則が採られ、争点に関する証人を直接調べ、その際の証言態度を踏まえて供述の信用性が判断され、それらを総合して事実認定が行われることが予定されていることに鑑みると、控訴審における事実誤認の審査は、第一審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断

裁判員裁判の実相

21

が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行うべきもの」と述べているのである。ところが、本件控訴審判決は、前記の下線部分をあえて省いて恣意的に引用している。

10 上告審の取り組み―刑事弁護委員会メンバーなど手弁当での弁護団

本件は、すでに上告している。他の裁判員裁判に与える重大性にもかかわらず、国選のままでは



▼マーサ・ヌスバウムの近著『良心の自由』を何度か読み返している。そこでヌスバウムは、「自分の仲間である市民をさまざま

な結論に導いている彼らの良心の源泉を尊重する」ことこそがアメリカ四〇〇年来の伝統であるとし、市民が合意に向けて歩いてきたその道筋に対して期待を寄せている。国家への忠誠宣誓が問題となったバーネット事件判決において、ジャクソン判事は、良心の自由の保護を「我々の憲法の星座における不動の恒星」と位置づけた。「伝統」がリベラルの味方であるのだ。▼そ

二名しか選任されないことから、私選として、控訴審までの二名の弁護士に加え、大阪の刑事弁護委員会の多くの会員が参加を申し出てくれており、実働だけでも一〇名を超える弁護団となっている。

なお、被告人の身柄は、判決から約一週間後に収監された。この点も大変不当であることから、四月二四日には、勾留決定に対する異議申立を行ったところである。

れでは、わが国における憲法的伝統とは何だろうかと考えざるを得ない。そこに共生と寛容は見出せるだろうか。個人の尊厳はどうだろうか。少なくとも、「constitutional constellation」なんていう言葉を紡ぎ出せた裁判官はいなかった。しかし人権が世界共通の言語というのであれば、リベラルこそ、伝統・文化を探求する必要があるのではないかと感じている。▼今号は大阪支部特集号です。支部会員の多様な活動内容の一端が伝わったでしょうか。大阪では九月に行われる拡大常任委員会の準備に入ったところ。全国の皆さまをお迎えするのを楽しみにしております。

(和田義之)